

# 農用地区域について

## 1 農用地区域について

農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、市では農業振興地域整備計画を策定していますが、その計画の一つである農用地利用計画において、農業振興地域内にある農用地\*のうち、今後10年以上にわたり、農用地として利用すべき土地の区域を定めています。これが「農用地区域」です。

※田や畑の農地と、採草放牧地と併せて「農用地」といいます。

### (1) 農用地区域とする土地

- ① 集团的農用地(10ha以上)
- ② ほ場整備事業などの対象地
- ③ 土地改良施設用地
- ④ 農業用施設用地(2ha以上又は①、②に隣接するもの)
- ⑤ その他農業振興を図るための必要な土地

(2) 国の直轄、補助事業及び融資事業によるほ場整備事業などについては、原則として農用地区域が対象となります。

(3) 農用地区域内の土地については、その保全と有効活用を図るため、農地転用や開発行為の制限等の措置がとられます。

### (4) 農用地区域内での開発等について

農用地区域内の農地は、農業以外の用途への転用は原則禁止されています。

もし、農用地区域内で分家住宅や資材置場などの開発を行いたい場合には、下記要件をすべて満たす必要があります、農用地区域を変更することになります。

- ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- イ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
- ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと
- エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- オ ほ場整備事業完了後8年を経過しているものであること。

## 2 白地区域と白地農地について

農業振興地域には、集落内の農地など農地の集団性がないなどの理由から、農用地区域以外の区域、いわゆる白地区域があり、この白地区域内の農地を「白地農地」と言っています。

白地農地については、農振法による転用の制限などはありませんが、農地法による転用許可は別途必要となります。

お問い合わせ先 仙台市農政企画課 Tel 214-8334